

令和 8 年度

交野市教育施策

交野市教育委員会



目 次

第 1 章	はじめに	1
第 1 節	令和 8 年度 教育施策の概要について	1
第 2 節	主要事業について	1
第 2 章	生きる力を育む学校教育の新たなビジョン	2
第 1 節	就学支援等すべての児童・生徒が安心して学習できる施策の充実	2
第 2 節	学校保健の充実	3
第 3 節	学校施設の整備及び安全確保	4
第 4 節	学校 ICT 環境の充実	6
第 3 章	その他（関連事業）	7

第1章 はじめに

第1節 令和8年度 教育施策の概要について

本書は、市教育委員会が令和8年度に実施する施策についてまとめたものです。

市教育委員会では、少子化による児童・生徒数の減少への対応や学校施設の環境整備など教育環境の維持向上に努めています。

本市において教育行政を推進するため、本年度は4施策に取り組みます。

なお、学校における教育活動に関する施策については、学校教育ビジョンの年度計画である「アクションプラン」にお示ししています。

今年度の施策の取組み結果については、事業年度終了後に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づいて点検・評価を行い、成果や課題を明らかにし、学識経験者の意見を付して報告書としてまとめます。

結果についてはPDCAのマネジメントサイクルを十分に機能させ、今後の事業の見直し、改善を図ります。

第2節 主要事業について

学校管理においては、すべての児童・生徒が安心して学習できるよう必要な支援や環境整備に取り組みます。

就学支援等では、児童・生徒の教育を受ける権利を保障するため、就学事務を適切に遂行し、保護者が負う就学義務の履行を支援します。

学校保健については、これまで同様、児童・生徒及び教職員の健康状態の把握、健康の維持管理に努めます。また、児童・生徒が快適に過ごせるよう、感染症対策も含めて施設の消毒等や害虫駆除を実施します。

学校施設関係では、施設の老朽化への対処など、課題はなお多く存在している中で、財政的な面も考慮しつつ、安心・安全に向けた対策を図ります。

令和7年度に引き続き、小・中学校のトイレ改修工事、小学校の屋内運動場空調設備設置工事、小・中学校の校舎棟照明器具LED化工事を順次行います。

学校ICT関係では、学習活動を支える学習者用端末、教育環境を支える教育ネットワークシステムや校内LAN、校務支援システム等の運用及び維持管理を行い、また、教職員の働き方改革の推進等を目的に、校務の情報化など学校ICT環境の整備を進めます。

今後も、中長期的展望にたち、学校・家庭・地域による協働体制が構築され、交野の子どもたちが、社会全体の力で、こころが育まれ、急激な社会変化の中でもそれに対応できる力が育成されるよう努めていきます。

第2章 生きる力を育む学校教育の新たなビジョン

第1節 就学支援等すべての児童・生徒が安心して学習できる施策の充実

【基本的方向と取組み】

- ・教育の機会均等の精神に基づき、すべての児童・生徒が義務教育を円滑に受けることができるよう、経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対する援助
- ・障がいのある児童・生徒及びその保護者に対し、経済的負担の一部を軽減するための各種制度の活用やスクールヘルパー等人的援助も含めた、総合的な支援の充実

事業名	事業概要	関係部署	関連	R8年度目標
適正な就学事務の遂行	学齢児童・生徒の保護者に就学義務を履行させるよう、就学時や転出入時における適切事務の遂行 不就学や不適正就学、居所不明児童・生徒の発生防止	学校教育課	学校	・不就学者数:0人を維持 ・不適正就学者数:0人を維持 ・居所不明者数:0人を維持
就学援助・特別支援教育就学奨励費支給事務	経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者等に対する支援 特別な支援を必要とする児童・生徒の保護者等に就学を奨励するための支援	まなび支援課	学校	・制度の周知とわかりやすい説明及び申請方法の多様化(電子申請)、適切な審査・支給
教育資金の支援(奨学金制度)	経済的な理由により高校・大学等への就学が困難な者に対する奨学金の貸付	まなび支援課		・奨学金制度の周知を図り、継続した就学支援の実施
進路選択支援事業	進路選択のための奨学金活用等の相談業務	まなび支援課 総務課		・進路選択支援に関する相談体制の維持継続
学校活動への参加にサポートを必要とする児童・生徒への支援	・肢体不自由等の児童・生徒に対するスクールヘルパー等の配置 ・肢体不自由児童・生徒の機能訓練への支援(検診) ・難聴の児童・生徒在籍学校に対する補聴器付属機器貸与	学校教育課 まなび支援課	学校	・支援を要する児童・生徒の増加傾向に伴う支援体制の確保

【令和8年度具体的施策】

1 適正な就学事務の遂行

学齢児童・生徒の保護者に就学義務を履行させるため、新入学者の就学通知事務、転出入にかかる事務を適切に実施し、学齢簿の作成及び管理を行います。

また、「交野市立小学校・中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則」に則り、区域外や指定校外の申請にあたっては、必要に応じて審査会を開催の上で判断を行うものとし、適切な就学を支援します。

学齢児童・生徒の確実な就学支援を関係諸機関との連携のもと行うとともに、不就学や不適正就学、居所不明児童・生徒の発生を防止します。

2 就学援助・特別支援教育就学奨励費支給事務

経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して、学校でかかる必要な経費(学用品費、修学旅行費、医療費等)の一部又は全部を援助します。

また、特別な支援を必要とする支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対し、就学を奨励することを目的として、学校にかかる必要な経費の一部を援助します。

3 教育資金の支援（奨学金制度）

交野市奨学金条例に基づき、経済的な理由のために高校や大学等への就学が困難な者に対して、奨学金の貸付を行います。

国や府の施策で授業料等の無償・軽減措置が取られていることから、市の奨学金制度のあり方について、今後の社会情勢を踏まえ、引き続き検討を行ないます。

また、滞納者への督促については、文書催告などにより適切に対応します。

4 進路選択支援事業

市の奨学金以外の各種奨学金制度の相談窓口として、「進路選択支援事業」を実施し、総務課との連携の下、専門の相談員による相談体制を継続します。

5 学校活動への参加にサポートを必要とする児童・生徒への支援

市立小・中・義務教育学校に在籍する肢体不自由等児童・生徒について、学校活動に円滑に参加するための支援・介助を目的として、スクールヘルパー等を適切に配置します。

また、肢体不自由児童・生徒の機能訓練への支援（検診）や難聴の児童・生徒が在籍する学校に対し、必要に応じて補聴器付属機器を貸し出し、当該児童・生徒が授業をより受けやすくなるよう支援します。

第2節 学校保健の充実

【基本的方向と取組み】

- ・児童・生徒及び教職員の健康状態の把握による、健康の維持管理の向上
- ・学校の環境を良好に維持するための、適正な環境衛生の管理

事業名	事業概要	関係部署	関連	R8年度目標
児童・生徒の健康管理	児童・生徒を対象とした健康診断の実施及び、必要に応じた治療の勧告	まなび支援課	学校	・学校、学校医等との連携のもと、定期健診等を実施し、児童・生徒の健康の維持管理を図る
就学時健康診断	就学前児童のための健康診断の実施	まなび支援課	学校	・学校医等と連携し、対象就学前児童が受診しやすい環境整備を図る
児童・生徒の災害保険事業	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済による怪我等の補償	まなび支援課	学校	・制度のわかりやすい周知と情報提供を行い、加入率の増加を図る
教職員の健康管理	教職員を対象とした健康診断の実施	まなび支援課	学校	・学校と医療機関等と連携し、教職員が受診しやすい環境の整備を図る

事業名	事業概要	関係部署	関連	R8年度目標
学校の環境衛生事業	教室等の環境調査（換気状況、有害化学物質等）、プールの水質検査、害虫駆除・ダニ調査の実施	まなび支援課	学校	・児童・生徒・教職員が快適に過ごせるよう、学校薬剤師の指導のもと、環境調査・対策を図る

【令和8年度具体的施策】

1 児童・生徒の健康管理

学校と学校医などとの連携を図り、各学校が定期健康診断（内科・耳鼻科・眼科・歯科など）を滞りなく行えるよう支援します。

また、医師会などとの連携を密にして学校内における疾病に対しても未然に防止できるよう努めます。

2 就学時健康診断

就学前児童の保護者に対する適切な通知とともに、対象者や保護者の利便性に配慮した健診会場や時間設定などを行い、すべての対象者がこの健診を受診できるように努めます。

3 児童・生徒の災害保険事業

独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度に加入し、学校の管理下で発生した児童・生徒の怪我等の治療にかかる費用について、各学校及び日本スポーツ振興センターと連携をとりながら、給付金が適正かつ正確に給付されるよう調整に努めます。また、学校と連携をとりながら、保護者への情報提供を行い、加入率の増加に努めます。

4 教職員の健康管理

定期健康診断をすべての対象教職員が受診できるよう調整に努めます。

また、受診されなかった教職員については人間ドック等の健康診断結果の速やかな提出を促し、受診状況把握に努めます。

5 学校の環境衛生事業

学校環境衛生基準に基づき、学校薬剤師と協議を行うなど、連携を密にして、定期的な空気調査（二酸化炭素濃度）化学物質調査及びプールの水質調査を行います。また、害虫駆除、ダニ調査を実施し、児童・生徒・教職員が快適に過ごせるように努めます。

第3節 学校施設の整備及び安全確保

【基本的方向と取組み】

- ・今後の学校施設の維持管理について、将来を見据えた適切な施設の整備
- ・児童・生徒の学習及び生活の場として、教育に配慮した良好な環境を確保するとともに、障がいのある児童・生徒にも配慮しつつ、防災・防犯などにも十分な安全性を備えた施設を整え、地域にとって身近な公共施設としての役割に貢献できる施設の整備

事業名	事業概要	関係部署	関連	R8年度目標
教材・教具備品等の充実	学校教材等の充実（教材・教具備品等及び図書の購入）	まなび支援課	学校	・学校からの要望を反映した、学習指導要領に基づく学校教材・教具備品等の適切な整備

事業名	事業概要	関係部署	関連	R8年度目標
学校施設の維持管理	学校施設の改修工事・修理等の実施および計画策定と、学校校務員の適正配置による簡易修繕および管理	まなび舎整備課	学校	・良好な教育環境を確保するとともに十分な安全性を備えた学校施設の整備を目指す ・施設改善件数：127件(例年と同程度)
登下校の安全性の向上	通学路の改善及び安全管理体制の強化	教育総務企画課	学校 地域 団体	・関係機関と連携した安全対策の実施 ・IoTを活用した見守りシステムの加入率の促進 ・交通誘導員の配置

【令和8年度具体的施策】

1 教材・教具備品等の充実

学習指導要領の趣旨を踏まえ、教材・教具備品等を充実させるとともに、児童・生徒の教養を健全に育成するため図書の購入を行います。

2 学校施設の維持管理

学校建設当初より、配管や床の改修が行われていないことによる老朽化や臭気等の課題を抱えている小・中学校のトイレ改修工事や、施設利用者の熱中症予防対策等のための小学校の屋内運動場空調設備設置工事、小・中学校の校舎棟照明器具LED化工事を継続して実施します。

また、第二中学校南側テニスコート西側の拡張工事を進めてまいります。

さらに、施設・設備の不具合等によって学校生活に支障を来たさぬよう、学校と連携を図り、安全かつ適切に稼働するよう、適正な点検・改修に努めます。

加えて、学校校務員の適正配置にあわせ、中・義務教育学校区ごとの学校校務員のグループ化や営繕係との連携など、作業の相互協力により維持管理の効率化を図られるよう努めます。

3 登下校の安全性の向上

児童・生徒の登下校の安全性向上へ向け、学校からの通学路改善要望に対し、関係機関と連携し、「交野市子どもの移動経路に関する安全プログラム」を取りまとめ、総合的な対策を行います。

登下校中の児童の位置情報を保護者が把握できるよう、IoT 技術を活用した見守りシステムの適正な基地局の設置や、加入率の促進のために保護者に定期的に周知を行います。

そのほか、自動車等の運転者に注意喚起が必要な場所には、通学路注意喚起標示看板の設置を行います。

各小・義務教育学校区内で工事が行われる際には、事前に工事業者と児童・生徒の登下校の安全が確保されるよう協議を行います。

全小・義務教育学校区の通学路において、交通誘導員を配置します。

第4節 学校 ICT 環境の充実

【基本的方向と取組み】

- ・これからの学習活動を支える ICT 機器の整備・充実及び ICT 機器を効率的に活用するための環境整備
- ・校務の更なる情報化に向けた学校 ICT 環境の整備及び次世代の校務 DX の推進

事業名	事業概要	関係部署	関連	R8年度目標
GIGA スクール構想 ICT 環境整備事業	1人1台の学習者用端末の維持管理及び端末を効果的に活用するための環境整備	まなび支援課	学校	・学習者用端末の維持管理（継続） ・ICT支援員の配置（継続）
学校 ICT 環境整備事業	校務支援システム、就学システム等の安定運用及び校務の情報化など学校 ICT 環境の整備・充実 教育ネットワークの運用維持管理	まなび支援課 学校給食センター	学校	・校務支援システム、就学システム等の安定運用維持（継続） ・校務PCの維持管理（継続） ・教育ネットワークの維持管理（継続）

【令和8年度具体的施策】

1 GIGA スクール構想 ICT 環境整備事業

児童・生徒の学習環境の向上を図るため、学習者用端末の適切な維持管理を行います。また、学習者用端末の効果的な活用等を目的として、各学校を巡回する ICT 支援員を配置します。

2 学校 ICT 環境整備事業

令和7年度に更新した校務支援システム、就学システム等の各種システムの安定運用を図ります。

また、市教委（給食センター含む）及び市立学校及び各種クラウドサービスをつなぐ教育ネットワークシステム及び校務 PC について、適切な維持管理を行います。

第3章 その他（関連事業）

事業名	内容	関係部署	関連	R8年度目標
PTA協議会の支援	PTA協議会の自主的な活動を支援	教育総務企画課	団体	・団体の自主的な活動を支援

【令和8年度具体的施策】

Ⅰ PTA 協議会の支援

PTA協議会の適正な運営に向け助言を行うとともに、各市との情報共有を図る場の案内・提供を行います。

また、学校・行政との連携や調整を行い、保護者への学びの場の提供や子ども向けのイベント等のPTA活動に対する支援を行います。

